

10月1日から

# 富士市プレミアム付商品券を販売します

10月1日に予定されている消費税率の10%への引き上げに伴い、家計の負担を緩和するとともに、地域の消費を下支えするため、お得に買い物ができる富士市プレミアム付商品券を販売します。

問い合わせ

プレミアム付商品券事業事務局

☎55-2873 ☎55-2949 📧pre@div.city.fuji.shizuoka.jp



10月1日～令和2年2月29日

商品券が使用できる期間

※商品券を購入するためには、9月下旬以降に送付する購入引換券と本人確認書類が必要です。

| 日曜日                   | 月～金曜日（祝休日を除く）                                | 販売日時   | 販売場所                |
|-----------------------|--|--|---------------------|
| 9～16時<br>令和2年1月12・26日 | 10月6日～11月3日の<br>毎週日曜日、12月1日、<br>令和2年1月12・26日 | 10月1日～令和2年1<br>月31日（12月31日～1<br>月3日を除く）<br>9～15時 | 富士信用金庫<br>本店・市内の各支店 |
|                       | 8時30分～17時15分<br>月3日を除く）                      | 10月1日～令和2年1<br>月31日（12月30日～1<br>月3日を除く）          | 富士市商工会<br>富士市事務所    |

商品券販売窓口

プレミアム付商品券とは  
住民税非課税の人（課税者と生計を共にする配偶者・扶養親族等を除く）と、乳児・小さな幼児のいる子育て世帯主を対象に販売する、25%もお得に買い物ができる商品券です。  
住民税非課税の人は、11月30日（土）までに申請が必要です。申請方法や対象など詳しくは、**広報ふじ6月20日号5ページ**をごらんください。

プレミアム付商品券とは

★プレミアム付商品券を装う「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

**取扱加盟店を募集中です！**

市内において、一般消費者を対象とした店舗（金融業、風俗業のほか、公序良俗に反する事業者を除く）であれば、取扱加盟店に登録できます。

詳しくは、富士商工会議所、または富士市商工会にお問い合わせください。

※富士商工会議所、富士市商工会の会員・非会員を問わず、無料で登録できます。

※随時受け付けています。店名はウェブサイトのみ掲載します。

**富士商工会議所**  
☎(52)0995 ☎(52)9796

**富士市商工会**  
鷹岡事務所  
☎(71)2358 ☎(71)9920

**富士市事務所**  
☎(81)1280 ☎(81)2716

商品券が使用できるお店

7月31日時点で、商品券が使用できる取扱加盟店数は454店です。取扱加盟店の一覧は、購入引換券に同封するほか、市ウェブサイトなどで確認できます。

【市ウェブサイト】くらしと市政↓お役立ち情報↓プレミアム付商品券

